

加須市立保育所再整備計画（案）

加 須 市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の趣旨	1
2 背景	1
3 計画期間	1
第2章 保育の現状	2
1 人口等の推移と推計	2
(1) 総人口及び年齢3区分別人口	2
(2) 出生数	3
(3) 合計特殊出生率	3
(4) 就学前児童の保育施設利用状況	4
(5) 市内保育所等の入所児童数	4
(6) 幼保連携型認定こども園の在園児数	5
2 児童数の見込み	6
(1) 保育所・認定こども園の一覧	7
(2) 市立保育所の構造、経過年数などの一覧	8
第3章 市立保育所整備の基本的な考え方	9
1 保育所整備の基本的な考え方	9
(1) 市立保育所と私立保育所の役割	9
(2) 保育ニーズへの私立及び市立保育所の対応	9
2 量の見込みと確保方策	10
(1) 2号認定区分(3～5歳児)の量の見込みと確保方策	10
(2) 3号認定区分(0～2歳児)の量の見込みと確保方策	12
3 市立保育所の再整備で確保すべき定員数	14
4 各市立保育所の再整備計画	15
第4章 計画の推進	16
1 保護者および市民との対話と透明性の確保	16
2 保育の質の向上と家庭への支援	16
3 移行期間の支援と心理的ケア	16
4 保育士の確保と働きやすい環境の整備	16

第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨

この計画は、「加須市こども・若者・子育て支援計画」の第3編、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等（第3期子ども・子育て支援事業計画）のうち、第3章保育所保育の充実に係る市立保育所の再整備部分について、より具体的に取りまとめたものです。

2 背景

■保育所が担う役割の重要性

厚生労働省が発表した人口動態統計によると、令和5年の全国の出生数は72万7,288人と明治32年の統計開始以来、最も少なくなり、合計特殊出生率は1.20と過去最低を記録するなど、少子化が進行しています。

本市においても、近年、合計特殊出生率が低下傾向にあり、令和5年は0.99となっています。

このような少子化の中にあっても、共働き世帯の増加や就労形態・時間の多様化などにより、保育ニーズは高い状況にあり、特に低年齢児（0～2歳児）の保育ニーズが増加しています。

また、地域社会のつながりが希薄化する中、子育ての負担感、不安感、孤立感が高まっており、就労などにより保育の必要性があるこどもや家庭だけでなく、すべてのこどものウェルビーイングの向上のため、子育て支援の拠点として、保育所が担う役割の重要性が増しています。

■市立保育所の整備過程

合併前の旧加須市では、昭和44年に市内初の市立第一保育所を開設以来、昭和48年に第二保育所、昭和49年に第三保育所、昭和53年に第四保育所を整備してきました。また、旧騎西町では昭和56年に騎西保育所、旧北川辺町では平成13年に北川辺保育所、旧大利根町では平成12年にわらべ保育園を整備してきました。

合併後においては、平成29年に第二保育所をこすもす保育園に移転新築し、令和6年には入所児童の減少に伴い第三保育所を廃止しました。

令和7年1月現在6所を運営しています。

3 計画期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年を計画期間とします。

第2章 保育の現状

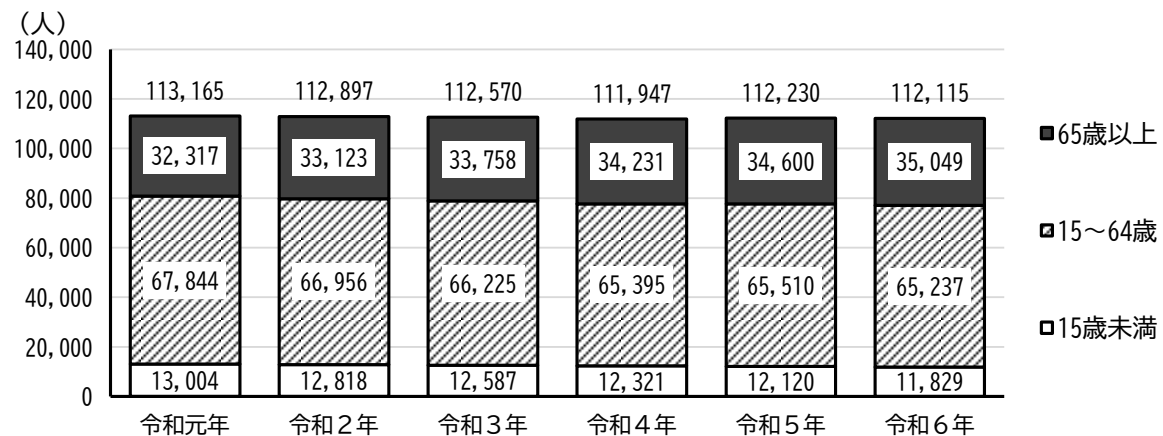
1 人口等の推移と推計

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本市の総人口は、令和6年4月1日現在、112,115人となっています。令和元年からの5年間は減少傾向にあり、5年間で1,050人減少しています。

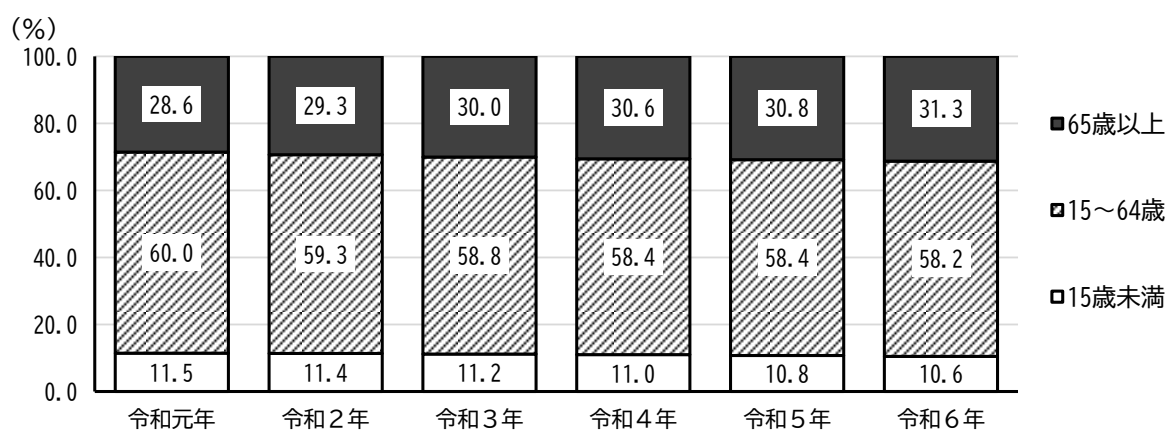
年齢3区分別では、65歳以上の高齢者人口が増加傾向にある一方で、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分人口構成比の推移

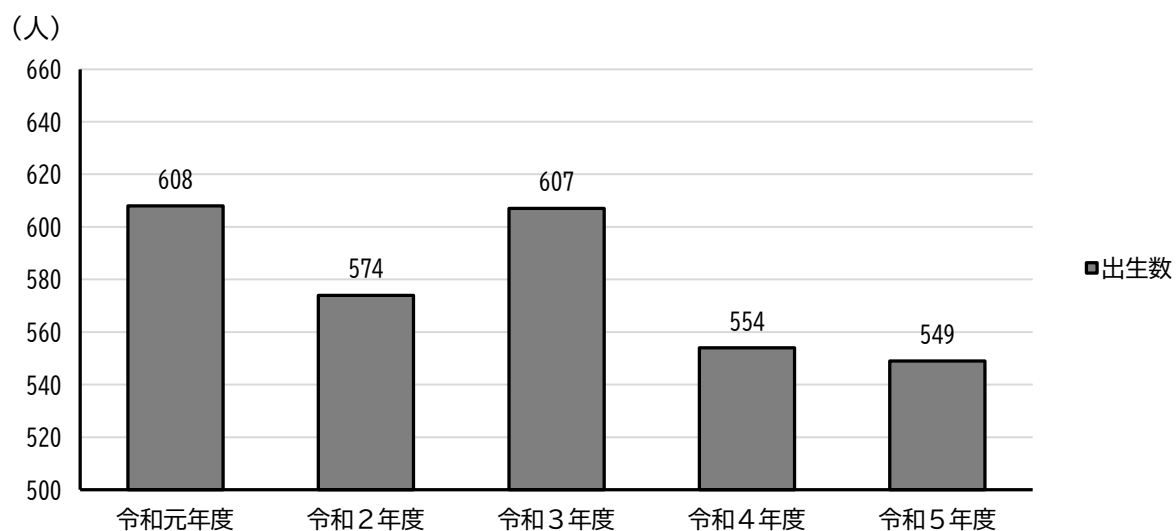


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生数

本市の出生数は、減少傾向にあり、令和3年度に一旦増加しましたが、令和4年度から再び減少しています。

■出生数の推移

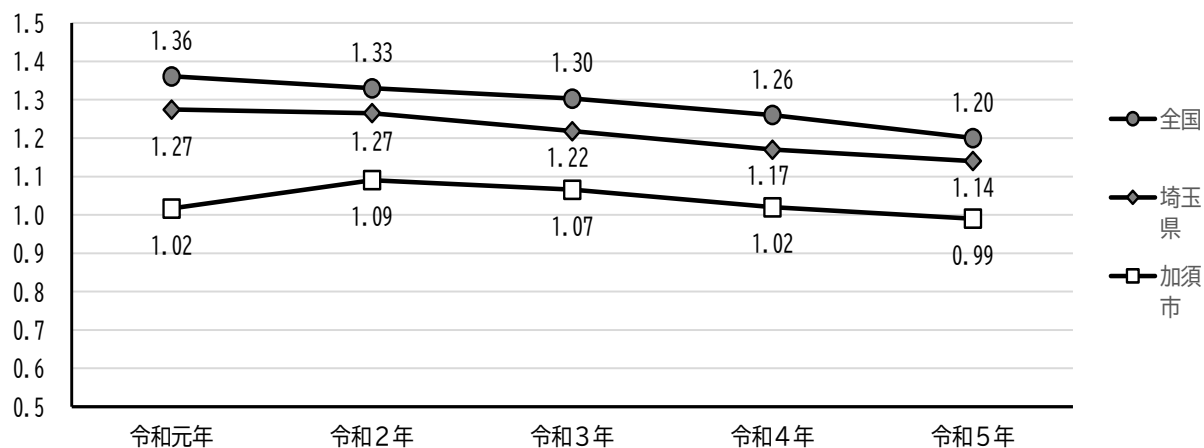


資料：加須市住民異動月報

(3) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、全国及び埼玉県の数値を下回っており、令和5年は0.99となっています。

■合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県の人口動態概況

(4) 就学前児童の保育施設利用状況

令和6年4月1日現在、保育所等を利用している児童は49.4%（令和元年：47.4%）、幼稚園等を利用している児童は21.6%（令和元年：20.9%）、家庭等で保育を受けている児童は29.1%（令和元年：31.7%）となっており、5年前に比べ、保育所等や幼稚園等を利用している児童の割合が上昇しています。

	総児童数	保育所等		幼稚園等		家庭保育等	
		児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳児	562	82	14.6%	—	—	480	85.4%
1歳児	596	290	48.7%	—	—	306	51.3%
2歳児	708	397	56.1%	—	—	311	43.9%
3歳児	680	387	56.9%	252	37.1%	41	6.0%
4歳児	703	399	56.8%	290	41.3%	14	2.0%
5歳児	741	415	56.0%	318	42.9%	8	1.1%
合 計	3,990	1,970	49.4%	860	21.6%	1,160	29.1%

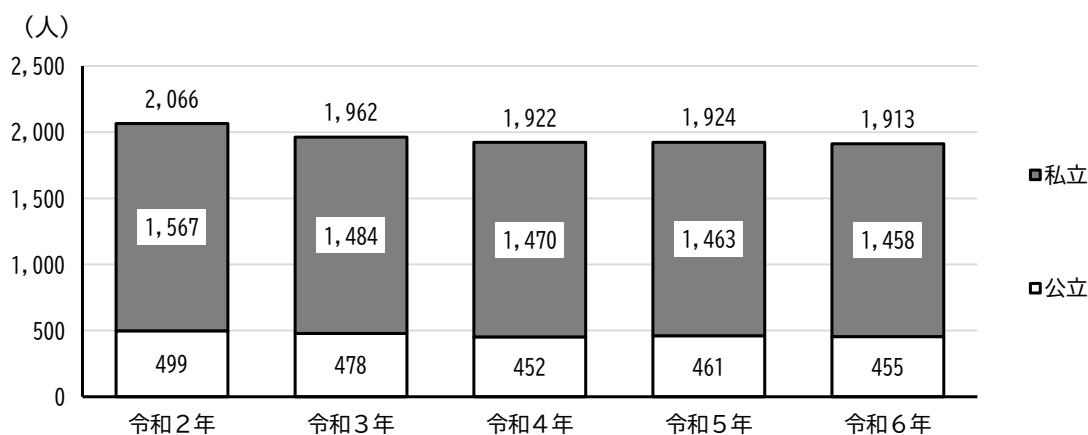
資料：加須市こども保育課（令和6年4月1日現在）

(5) 市内保育所等の入所児童数

本市の保育所等※の入所児童数は、1,900人程度でほぼ横ばいであり、少子化にあっても、入所児童数の減少は現れていません。

※ 認定こども園の2号認定こども、3号認定こども及び管外受託児童を含みます。

■市内保育所等の入所児童数の推移

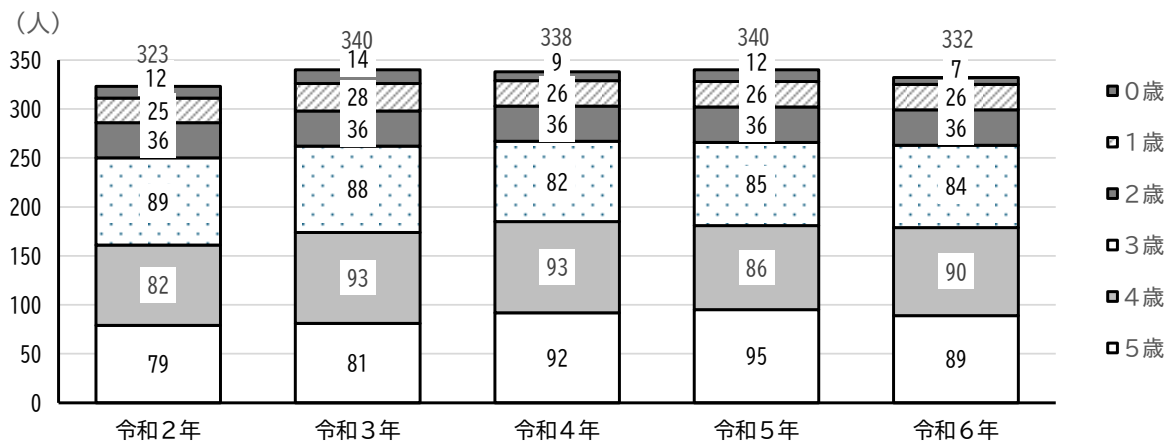


資料：加須市こども保育課（各年4月1日現在）

（６）幼保連携型認定こども園の在園児数

本市の幼保連携型認定こども園の在園児数は、補助など国の施策によって、令和３年まで増加傾向にありましたが、令和４年からは減少傾向となっています。

■幼保連携型認定こども園の在園児数の推移



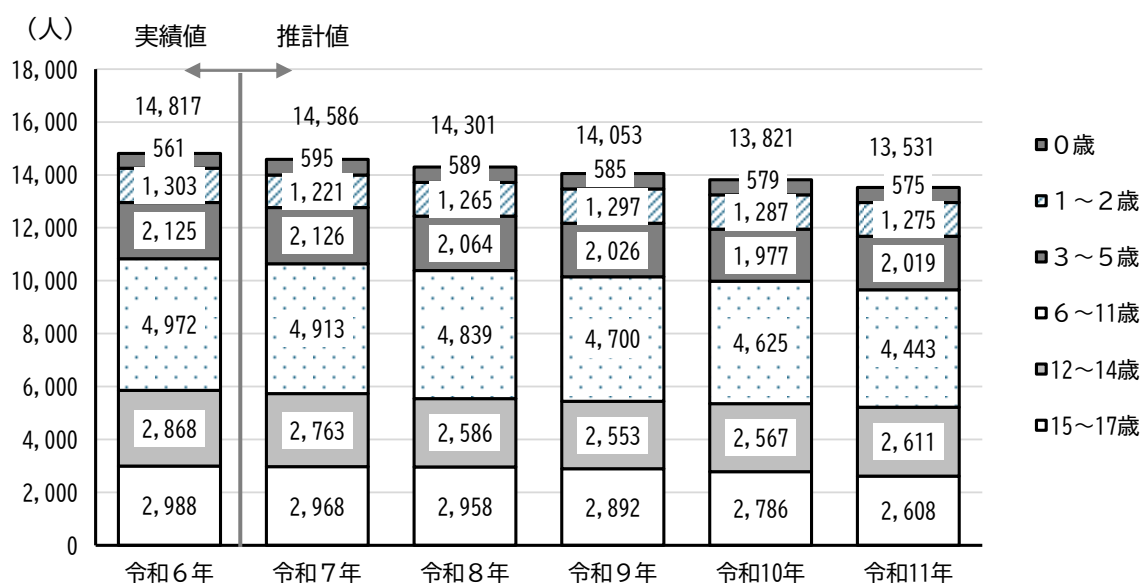
資料：埼玉県学校基本調査（各年５月１日現在）

2 児童数の見込み

本計画の対象となる児童の見込みについては、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法（同じ期間に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、計画の最終年である令和11年までの推計を行っています。

0歳から17歳の児童数は、総体的に減少することが予測され、令和10年には14,000人を下回るなど、令和6年の14,817人が令和11年には13,531人となり、1,286人の減少が見込まれます。

■児童数の見込み



(単位：人)

	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	561	595	589	585	579	575
1歳	595	603	639	633	629	622
2歳	708	618	626	664	658	653
3歳	681	726	633	642	680	674
4歳	702	688	733	640	648	687
5歳	742	712	698	744	649	658
6歳	781	752	721	707	753	657
7歳	841	785	755	725	710	757
8歳	833	846	789	760	729	714
9歳	862	839	853	796	766	735
10歳	818	870	847	861	803	773
11歳	837	821	874	851	864	807
12歳	908	840	824	876	853	867
13歳	1,007	914	846	830	883	860
14歳	953	1,009	916	847	831	884
15歳	984	955	1,011	918	849	833
16歳	1,023	986	957	1,013	920	851
17歳	981	1,027	990	961	1,017	924
合計	14,817	14,586	14,301	14,053	13,821	13,531

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

(1) 保育所・認定こども園の一覧

本市には市立 6 所、私立 16 所、あわせて 22 の保育所・認定こども園があります。

令和 6 年 4 月 1 日現在の定員数は、市立合計では 730 名、私立合計では 1,511 名となっており、市内合計では 2,241 名です。

■市内保育所・認定こども園の一覧【令和 6 年 4 月 1 日現在】

区分	保育所名	所在地	受入年齢	開所時間	定 員
				上段:平日 下段:土曜日	
市立	第一保育所	東栄 1-12-45	1 歳 6 か月	7 時 30 分～18 時 30 分 8 時～13 時	90 名
	こすもす保育園	久下 2-27	3 か月	7 時 30 分～18 時 30 分 8 時～13 時	110 名
	第四保育所	船越 87-1	1 歳 6 か月	7 時 30 分～18 時 30 分 8 時～13 時	60 名
	騎西保育所	上崎 1854-1	10 か月	7 時 30 分～18 時 30 分 8 時～13 時	60 名
	北川辺保育所	麦倉 1082-1	3 か月	7 時 30 分～19 時 30 分 8 時～13 時	140 名
	わらべ保育園	北下新井 669-1	3 か月	7 時 30 分～19 時 30 分 8 時～13 時	270 名
私立	愛泉幼児園	土手 2-15-57	産休明け	7 時～19 時 7 時～17 時	140 名
	戸川保育園	戸川 152-1	6 か月	7 時～19 時 7 時～16 時 30 分	70 名
	加須保育園	本町 15-3	産休明け	7 時～20 時 7 時～18 時	160 名
	不動岡保育園	不動岡 1269	6～7 か月	7 時～19 時 7 時～15 時 30 分	80 名
	不動岡第二保育園	不動岡 895-1	6～7 か月 から 2 歳	7 時～19 時 7 時～15 時 30 分	20 名
	志多見保育園	志多見 520-1	6 か月	7 時～19 時 7 時～15 時	60 名
	花崎保育園	花崎 351	産休明け	6 時～21 時 8 時 30 分～16 時	180 名
	三俣第一保育園	北小浜 572	産休明け	7 時～20 時 8 時～17 時	130 名
	三俣第二保育園	北小浜 572	産休明け	7 時～22 時 8 時～17 時	20 名
	三俣第三保育園	北小浜 572	産休明け	7 時～19 時 8 時～17 時	120 名
	みなみ保育園	下高柳 1997-1	産休明け	7 時～19 時 7 時～16 時	131 名
	にしき保育園	川口 1301-2	産休明け	7 時～19 時 7 時～16 時 30 分	50 名
	吉川保育園	騎西 352-2	4 か月	7 時～19 時 7 時～18 時	50 名
	リトル花保育園	礼羽 10-1	産休明け	7 時～20 時 7 時～18 時	90 名
	認定こども園 騎西桜が丘保育園	下崎 370	6 か月	7 時～19 時 7 時～16 時	130 名
	大利根ふじこども園	旗井 547-1	産休明け	7 時～19 時 7 時～15 時	80 名

その他、本市には認可外保育施設や市立幼稚園、私立幼稚園があります。

(2) 市立保育所の構造、経過年数などの一覧

市立保育所では、第一保育所が昭和 44 年建築と最も古く、最も新しい保育所は平成 29 年建築のこすもす保育園です。

市立保育所6か所のうち、建築から 30 年以上(加須市公共施設再整備計画では再整備対象の目安として、建築後 30 年以上は施設の状況を確認の上、「大規模改修」することとしている。)経過している保育所は 3 か所となります。

特に、第一保育所と第四保育所は昭和56年以前の旧耐震基準で建築されています。

■保育所の構造、経過年数などの一覧【令和 6 年 4 月 1 日現在】

保育所名	構造	建築年	経過年数	床面積
第一保育所	木造	昭和 44 年	55 年	556.52 m ²
こすもす保育園	木造	平成 29 年	7 年	1,125.61 m ²
第四保育所	木造	昭和 53 年	46 年	369.33 m ²
騎西保育所	鉄筋コンクリート造	昭和 56 年	43 年	564.67 m ²
北川辺保育所	鉄骨造	平成 13 年	23 年	1,656.27 m ²
わらべ保育園	木造	平成 12 年	24 年	2,713.21 m ²

第3章 市立保育所整備の基本的な考え方

1 保育所整備の基本的な考え方

(1) 市立保育所と私立保育所の役割

市立保育所は、市の子育て支援の中核的な役割を担っています。

また、私立保育所の補完的な役割を担うとともに、近年増加傾向にある特別な配慮を必要とするこどもや見守りが必要な家庭の支援など、セーフティネットとしての役割が拡大しています。

また、本計画の策定後に私立の保育施設の定員に増減があった場合は、市立保育所がその需要と供給の調整役を担います。

(2) 保育ニーズへの私立及び市立保育所の対応

保育所保育の量の見込みと、現在の定員などの確保方策を照らし合わせると、2号認定区分(3～5歳児)は充足していますが、3号認定区分(0～2歳児)の保育ニーズが高まっており、特に1歳児と2歳児の定員が不足することが見込まれます。

このため、保育の提供体制を確保できるよう、企業主導型保育施設等の認可外保育施設の利用、認可保育所の定員増及び弾力化、定員割振りの変更、あるいは改修、新設等により対応します。

2 量の見込みと確保方策

(1) 2号認定区分(3～5歳児)の量の見込みと確保方策

2号認定区分(3～5歳児)の量の見込みに対する必要量は、既存の市内保育施設の定員数により確保できると見込んでいます。

■量の見込みと確保方策

2号認定(保育所・認定こども園：3歳児～5歳児)

3歳児

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	市内保育所等	①	394	343	348	369	365
	市外保育所等	②	23	20	21	22	22
	小計	③	417	363	369	391	387
	市外のこども	④	8	7	7	8	7
	合計(③+④-②)	A	402	350	355	377	372
確 保 方 策	市内保育所・認定こども園	⑤	451	451	451	451	451
	認可外保育施設	⑥	14	14	14	14	14
	市外の保育施設を利用	⑦	23	20	21	22	22
	合計(⑤+⑥+⑦)-⑦	B	465	465	465	465	465
量の過不足(B-A)			63	115	110	88	93

4 歳児

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	市内保育所等	①	369	393	343	347	368
	市外保育所等	②	16	17	15	15	16
	小計	③	385	410	358	362	384
	市外のこども	④	9	10	9	9	9
	合計 (③+④-②)	A	378	403	352	356	377
確保 方策	市内 保育所・認定こども園	⑤	489	489	489	489	489
	市内 認可外保育施設	⑥	6	6	6	6	6
	市外の保育施設を利用	⑦	16	17	15	15	16
	合計 (⑤+⑥+⑦) - ⑦	B	495	495	495	495	495
量の過不足 (B - A)			117	92	143	139	118

5 歳児

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	市内保育所等	①	362	355	379	330	335
	市外保育所等	②	18	18	19	16	17
	小計	③	380	373	398	346	352
	市外のこども	④	12	11	12	11	11
	合計 (③+④-②)	A	374	366	391	341	346
確保 方策	市内 保育所・認定こども園	⑤	489	489	489	489	489
	市内 認可外保育施設	⑥	12	12	12	12	12
	市外の保育施設を利用	⑦	18	18	19	16	17
	合計 (⑤+⑥+⑦) - ⑦	B	501	501	501	501	501
量の過不足 (B - A)			127	135	110	160	155

合計 (3 歳児～5 歳児)

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	市内保育所等	①	1,125	1,091	1,070	1,046	1,068
	市外保育所等	②	57	55	55	53	55
	小計	③	1,182	1,146	1,125	1,099	1,123
	市外のこども	④	29	28	28	28	27
	合計 (③+④-②)	A	1,154	1,119	1,098	1,074	1,095
確保 方策	市内 保育所・認定こども園	⑤	1,429	1,429	1,429	1,429	1,429
	市内 認可外保育施設	⑥	32	32	32	32	32
	市外の保育施設を利用	⑦	57	55	55	53	55
	合計 (⑤+⑥+⑦) - ⑦	B	1,461	1,461	1,461	1,461	1,461
量の過不足 (B - A)			307	342	363	387	366

(2) 3号認定区分(0～2歳児)の量の見込みと確保方策

3号認定区分(0～2歳児)の保育ニーズが高まっており、特に1歳児と2歳児の定員が不足することが見込まれます。

第一保育所と第四保育所の安全対策を見込み、この2つの保育所における1歳児及び2歳児の定員を除いた場合、令和8年度に不足が生じ、令和9年度以降は不足が拡大する見込みです。

不足する定員数は、民間保育施設の状況を確認しつつ、市立保育所の再整備にあわせて確保することとします。

■量の見込みと確保方策

3号認定(保育所・認定こども園:0歳児～2歳児)

0歳児

(単位:人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	市内保育所等	①	84	88	93	98	102
	市外保育所等	②	4	4	4	4	4
	小計	③	88	92	97	102	106
	市外のこども	④	2	2	2	3	3
	合計(③+④-②)	A	86	90	95	101	105
確 保 方 策	市内						
	保育所・認定こども園	⑤	162	162	162	162	162
	地域型保育施設	⑥	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	⑦	19	19	19	19	19
	市外の保育施設を利用	⑧	4	4	4	4	4
合計(⑤+⑥+⑦+⑧)-⑧			B	181	181	181	181
量の過不足(B-A)			95	91	86	80	76

1 歳児

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の 見込み	市内保育所等		①	273	298	305	313	318
	市外保育所等		②	19	22	24	25	27
	小計		③	292	320	329	338	345
	市外のこども		④	8	11	12	14	16
	合計（③+④-②）		A	281	309	317	327	334
確保 方策	市 内	保育所・認定こども園	⑤	280	280	280	280	280
		地域型保育施設	⑥	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	⑦	28	28	28	28	28
	市外の保育施設を利用		⑧	19	22	24	25	27
	合計（⑤+⑥+⑦+⑧）-⑧		B	308	308	308	308	308
量の過不足（B－A）			27	▲ 1	▲ 9	▲ 19	▲ 26	

2 歳児

(単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の 見込み	市内保育所等		①	323	333	360	363	367
	市外保育所等		②	18	19	21	22	23
	小計		③	341	352	381	385	390
	市外のこども		④	7	6	5	4	2
	合計（③+④-②）		A	330	339	365	367	369
確保 方策	市 内	保育所・認定こども園	⑤	333	333	333	333	333
		地域型保育施設	⑥	0	0	0	0	0
		認可外保育施設	⑦	30	30	30	30	30
	市外の保育施設を利用		⑧	18	19	21	22	23
	合計（⑤+⑥+⑦+⑧）-⑧		B	363	363	363	363	363
	量の過不足（B - A）			33	24	▲ 2	▲ 4	▲ 6

合計（0歳児～2歳児）

（単位：人）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	市内保育所等	①	680	719	758	774	787
	市外保育所等	②	41	45	49	51	54
	小計	③	721	764	807	825	841
	市外のこども	④	17	19	19	21	21
	合計（③+④-②）	A	697	738	777	795	808
確保方策	市内						
	保育所・認定こども園	⑤	775	775	775	775	775
	地域型保育施設	⑥	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	⑦	77	77	77	77	77
	市外の保育施設を利用	⑧	41	45	49	51	54
	合計（⑤+⑥+⑦+⑧）-⑧	B	852	852	852	852	852
量の過不足（B-A）			155	114	75	57	44

3 市立保育所の再整備で確保すべき定員数

（1）市立保育所で確保すべき定員数

「2 量の見込みと確保方策」から、第一保育所と第四保育所の1歳児及び2歳児の定員を除いた場合の令和11年度までに市立保育所で確保すべき定員数を算出し、次の囲みのとおりとします。

◆第一保育所と第四保育所の定員を合計したものと同規模の保育所定員を確保することとする。

◆0歳児は6人を確保することとする。

※既存の保育施設で需要は確保される見込みだが、特別な配慮が必要な0歳児の受け皿として、こすもす保育園と同数の6人を新たに確保することとする。

◆1～5歳児は130人（各年齢26人）を確保することとする。

4 各市立保育所の再整備計画

保育所名	再 整 備 計 画
第一保育所	・昭和56年以前の旧耐震基準で建築されているため、可能な安全対策を実施し、当面の間、運営する。 ・第一保育所と第四保育所を再編し魅力ある保育所を整備する。 ・適切な候補地を選定する。
こすもす保育園	・当面は必要な修繕等を行いながら、施設の維持に努める。
第四保育所	・昭和56年以前の旧耐震基準で建築されているため、可能な安全対策を実施し、当面の間、運営する。 ・第一保育所と第四保育所を再編し魅力ある保育所を整備する。 ・適切な候補地を選定する。
騎西保育所	・耐震上の問題はないが、築43年経過しているため大規模改修の検討をする。
北川辺保育所	・当面は必要な修繕等を行いながら、施設の維持に努める。
わらべ保育園	・当面は必要な修繕等を行いながら、施設の維持に努める。

市立保育所の整備にあたり、保育ニーズへの対応及び市民の利便性、効率的な財政運営を図る観点から、地理的な配置バランスや、既存施設の運営コストも含め考慮します。

第4章 計画の推進

本計画は、以下の方針に基づき推進します。

1 保護者および市民との対話と透明性の確保

保護者及び市民の皆様と十分に話し合い、計画の進捗や目的について丁寧な説明を行うとともに、広く意見を聴取します。

2 保育の質の向上と家庭への支援

国の保育所保育指針に則り、保育の質を向上させるため、保育士の確保に努めるとともに、職員の研修を計画的に実施します。また、保育業務支援システムの活用により、保育現場と家庭の連携を強化し、保護者の利便性を向上させます。

3 移行期間の支援と心理的ケア

新施設開設時には、児童および保護者の環境変化に伴う心理的負担を最小限に抑えるため、十分な準備期間を設けます。保育内容や児童の状況を丁寧に引き継ぐとともに、保護者や児童が必要に応じて保育士へ相談できる体制を整えます。

4 保育士の確保と働きやすい環境の整備

施設の安定的な運営のため、保育士の確保に努めます。また、保育士が働きやすい環境を整えるため、保育業務支援システムの活用による業務負担の軽減や、メンタルヘルスケアなどに取り組みます。